最終保障供給特例承認申請書

２０２６年１１月１１日

中部電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

本 営 発 第 ８ 号
2026年11月11日

経済産業大臣　赤 澤　亮 正　殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 １ 番 地
中部電力パワーグリッド株式会社
代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員　　清 水　隆 一

電気事業法第20条第２項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	実施期日：2026 年 12 月１日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別　紙

料金その他の供給条件の内容

１　適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は，電気最終保障供給約款（2026年10月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし，当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は，変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適用期間

(1)　適用期間は，(2)および(3)の場合を除き，2026年12月の検針日から2027年３月の検針日の前日までといたします。

(2)　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は，(3)の場合を除き，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，計量日といたします。

(3)　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

３　燃料費調整

燃料費調整とは，最終保障供給約款16（最終保障電力Ａ）(4)ロ，最終保障供給約款17（最終保障電力Ｂ）(4)ロまたは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)ロの電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお，最終保障供給約款別表３（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては，本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

４　料　　金

２（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款16（最終保障電力Ａ）(4)ロ，最終保障供給約款17（最終保障電力Ｂ）(4)ロまたは最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)ロの電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，別表（燃料費調整）１(3)によって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は，別表（燃料費調整）１(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，別表（燃料費調整）１(3)によって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は，別表（燃料費調整）１(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

５　そ　の　他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別　表　（燃　料　費　調　整）

別表（燃料費調整）

１　燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.2845

β＝0.3302

γ＝0.3571

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価算定用平均市場価格

１キロワット時当たりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は，約定単価にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価算定用平均市場価格＝Ｘ×ｘ＋Ｙ×ｙ

Ｘ＝各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均

Ｙ＝各平均市場価格算定期間における６時から18時までの約定単価の単純平均

ｘ＝0.8495

ｙ＝0.1505

なお，各平均市場価格算定期間における全日の約定単価の単純平均および６時から18時までの約定単価の単純平均の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 52{,}900\text{円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）２の基準単価}}{1{,}000} + \text{別表（燃料費調整）３のHH価格調整単価}$$

＋ 別表（燃料費調整）７の卸市場価格調整単価－ 別表（燃料費調整）９の特別措置の燃料費調整単価

(4) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格，各HH価格，各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよび各平均市場価格算定期間の燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は，各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ　各平均燃料価格算定期間，各HH価格，各平均為替レート算定期間およ

び各平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，ロおよびハの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間・平均為替レート算定期間	HH価格	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
2026年10月１日から2026年10月31日までの期間	2026年10月	2026年10月21日から2026年11月20日までの期間	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間
2026年11月１日から2026年11月30日までの期間	2026年11月	2026年11月21日から2026年12月20日までの期間	2027年１月の検針日から2027年２月の検針日の前日までの期間
2026年12月１日から2026年12月31日までの期間	2026年12月	2026年12月21日から2027年１月20日までの期間	2027年２月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間

ロ　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は，ハの場合を除き，各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各算定期間および各HH価格に対応する燃料費調整単価適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

２　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	9銭2厘

３　HH価格調整単価

HH価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，HH価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{HH価格調整単価} = \left(\text{別表（燃料費調整）4の基準HH単価} \times \frac{\text{HH価格}}{2.867} + \text{別表（燃料費調整）5の基準輸送関連単価} \right) \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} - \text{別表（燃料費調整）6の基準HH・輸送関連単価}$$

４　基準HH単価

基準HH単価は，HH価格が2.867ドル変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	23銭6厘

５　基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は，平均為替レートが147.60円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	45銭8厘

６　基準HH・輸送関連単価

基準HH・輸送関連単価は，別表（燃料費調整）４の基準HH単価および別表（燃料費調整）５の基準輸送関連単価の合計値といたします。

７　卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，卸市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

卸市場価格調整単価＝（燃料費調整単価算定用平均市場価格－12円16銭）×（別表（燃料費調整）8の調整係数）

８　調整係数

調整係数は，上限値をこえない範囲で，年度ごとに，燃料費調整単価適用期間ごとに定めるものとし，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

なお，上限値は次のとおりといたします。

上限値	0.500

９　特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026 年 12 月の検針日から2027 年１月の検針日の前日までの期間	2027 年１月の検針日から2027 年２月の検針日の前日までの期間および2027 年２月の検針日から2027 年３月の検針日の前日までの期間
１キロワット時につき	0 円 50 銭	2 円 30 銭

10　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，別表（燃料費調整）１(1)の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格，当該月のHH価格，各平均為替レート算定期間の平均為替レート，別表（燃料費調整）１(2)の各平均市場価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および別表（燃料費調整）１(3)によって算定された燃料費調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

（添付書類）

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

（電気事業法施行規則第28条第１号）

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

（電気事業法施行規則第28条第２号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

（電気事業法施行規則第28条第１号）

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

当社は，2026年10月29日の高市内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について，電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み，支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう，経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては，本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり，電気最終保障供給約款に基づき算定される2027年１月分の電気に適用となる燃料費調整単価から，１キロワット時につき0.5円（消費税等相当額を含む）を，2027年２月分および2027年３月分の電気に適用となる燃料費調整単価から，１キロワット時につき2.3円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は，応急かつ暫定的な措置であることから，電気事業法第20条第２項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり，承認を申請する次第であります。

以　上

（電気事業法施行規則第28条第２号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2027年 １月分	2027年 ２月分 および３月分
１キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	0円50銭	2円30銭